

コンプライアンス、リスクマネジメント、人権尊重、ステークホルダーエンゲージメント

積水化学グループは、グローバル規模で人権に配慮すると同時に、法令や社内規則を遵守することはもとより社会が求める社会規範や倫理観にかなったコンプライアンス経営を強化しています。さらに、リスクについては、未然に防ぐ「リスク管理」と重大リスクに対処する「危機管理」を一元化させたリスクマネジメント体制を強化しています。

コンプライアンス

コンプライアンス経営の考え方

積水化学グループでは、2003年に「コンプライアンス宣言」を制定し、「社会への貢献」「信頼される企業」「法やその精神の遵守」などの考え方を基本として、当社グループの理念体系や企業行動憲章に掲げられた精神に則り、コンプライアンスを通じて社会から高い信頼を獲得する姿勢を明確にしてきました。2019年4月、高下社長のもと、当社グループにとって、コンプライアンスは経営そのものであり、私たち従業員一人ひとりが一致団結してコンプライアンスに則って行動することを宣言しました。当社グループが広く社会から信頼されるよう、コンプライアンス意識の向上に今後も取り組んでいきます。

重要コンプライアンス問題の防止

2017年度から運用を開始したCSR中期計画においても、以前の中期計画から引き続き「重要コンプライアンス問題の発生件数ゼロ」をKPI目標として掲げており、2015年度以降「発生件数ゼロ」を継続しており、2018年度も重要コンプライアンス問題は発生しておりません。

これからもコンプライアンス経営を強化し、コンプライアンス問題の未然防止に取り組んでいきます。

コンプライアンス推進体制の構築

コンプライアンス経営を確実に実践していくため、現実的かつ効果的なコンプライアンス推進体制を構築しています。グループのコンプライアンスを統括する組織として、CSR委員会の下に法務部担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス分科会」を設けて方針や実施策の立案を行うとともに、コーポレートおよび各カンパニーには「コンプライアンス推進部会」を置き、コンプライアンス推進実務責任者を任命して各施策の実施・展開を図っています。

万が一、重要コンプライアンス問題が発生した際には「コンプライアンス審議会」を開催し、事後対応や再発防止策の検討等を行います。

グローバル法務体制の強化

当社グループにおける法務機能の拡充および法務部門間の連携を推進するとともに、法務人材の育成・活用を通じて法務体制の強化に努めています。2017年度には、欧州の地域統括会社である「Sekisui Europe B.V.」およびタイの地域統括会社である「Sekisui Southeast Asia Co., Ltd.」に法務を担う従業員が着任しています。

コンプライアンス教育

コンプライアンス経営の実践に繋がる取り組みの一環として、従業員のコンプライアンス教育にも力を入れています。新入社員研修や階層別研修などにコンプライアンスに関する内容を盛り込み、コンプライアンスに特化したeラーニングを毎年4回実施するなど、グループの全ての従業員がコンプライアンスの大切さについて学ぶ機会を継続的に提供しています。

通報制度の整備

当社グループでは、2002年に社内通報制度「S・C・A・N

コンプライアンス、リスクマネジメント、人権尊重、ステークホルダーエンゲージメント

「セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク」を構築し、当社グループの全従業員と当社グループの取引先が利用できる仕組みを運用しています。「S・C・A・N」は、法務部担当執行役員の監督のもとで運用され、社内窓口以外に社外の法律事務所に直接通報することも可能です。また通報制度に止まらず、特定の行為がコンプライアンス違反であるか否かの助言等を受けられる相談窓口としての役割も担っています。

コンプライアンス意識に満ちた組織風土作りのために、社内通報規則において従業員にコンプライアンス違反行為を知った際には報告通報することを求める一方、通報者の保護を規定し、窓口以外には通報者の情報を秘匿することや通報者への不利益扱いを禁止することを定めています。

2018年度通報・相談件数

通報・相談	件数
パワーハラスメント	44
労働条件関係	34
セクシャルハラスメント	6
職場環境配慮	7
経費の使い方	5
営業手法関連	0
業績偽装	2
取引先との癒着	0
その他	14
通報数合計	112

また2015年度に社内通報制度を再整備し、新たにお取引先からの相談・通報窓口を設置しました。相談・通報いただいた内容は、当該「法令違反行為」等を解決するために必要最小限の範囲の関係者のみで共有し、各関係者には、秘密保持義務を課しています。

腐敗および贈収賄の防止

当社グループは、自主行動原則で「腐敗防止」を定めている国連グローバルコンパクトに署名・賛同しており、その精神に基づいて腐敗および贈収賄を未然に防止するための取り組みを推進しています。

社内規則のひとつとして「贈収賄防止規則」を整備し、当社グループ全社で導入を進めるとともに、従業員が日本国内、アメリカおよび中国でビジネスを行う際に遵守すべき腐敗と贈収賄に関する事項をまとめた「贈収賄防止ガイドライン」を作成し、イントラネットを通じて周知を図っています。

独禁法への対応

当社グループでは、2007年以降、独禁法遵守プログラムとして、事業者団体加入決裁制度、競合他社接触についての事前申請事後報告制度、価格改定委員会制度を運用してまいりました。その運用状況について、毎年監査も実施し、同プログラムの見直しも適宜行っております。グループ会社への展開にも注力しており、2018年度にカルテルリスクの高い国内の事業会社に対する同プログラムの導入を完了しました。

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

積水化学グループでは、リスクを未然に防ぐ「リスク管理」と、重大なリスクが発現したときに対処する「危機管理」を一元化させたリスクマネジメント体制の構築を進めてきました。この一元化により、組織の状況に応じて、常に変化するリスクや危機に適応できる体制を構築しています。

当社グループのリスクマネジメント体制は、取締役人事部長を最高責任者とし、コーポレートの人事部リスクマネジメントグループが実務を所管しています。2015年4月に改正した「内部統制システムの基本方針」に基づいて定められた「積水化学グループ リスク管理要領」を当社およびグループ会社の取締役、執行役員と従業員に周知徹底するとともに、リスク情報を一元的、網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、リスクの発生防止に努めており、重大なリスクが発生した場合には「積水化学グループ危機管理要領」に基づいて緊急対策本部を設置し、迅速・適切に対処する体制を構築しています。万一の事態に備えて社員一人ひとりが参照すべきこれらの行動規範については、イントラネット等を通じてすべてのグループ社員に共有されています。

コンプライアンス、リスクマネジメント、人権尊重、ステークホルダーエンゲージメント

リスク管理(未然防止)体制の強化

複雑性が増している企業活動の中で、将来発現し得るリスクを正確に把握することは非常に困難です。積水化学グループでは、このようなリスクを扱うためには従業員の「リスク感性の向上」が不可欠と考え、リスク管理の国際標準規格であるISO31000に沿ったPDCAサイクルを回し続けています。

2011年度にカンパニーの下にある事業部を中心に27組織でスタートしました。年々活動組織数を増やし、その数は2018年度に国内外の関係会社も含めて173組織となりました。2019年度には177組織とし、連結売上構成比で約93%をカバーすることを目指しています。また組織間の連携や専門部署との連動により、この活動の有効性の向上を図っています。

海外危機管理体制

当社グループでは、社規「海外安全管理規則」に基づいて、海外危機管理担当役員を頂点とするピラミッド型の海外危機管理組織(海外危機管理担当役員-海外危機管理事務局(長)-地域長-拠点長)を形成しています。この組織を中心に危機管理情報の共有やタイムリーな注意喚起、渡航規制の指示等緊急時対応を実施するなど、出張者、駐在員、現地従業員をサポートしています。

年々拠点が広がる中、海外危機管理事務局支援のもと、危機管理要領に基づき、海外の各拠点の置かれた状況に応じて事業所別危機管理マニュアルを作成しています。ま

た、暴動・テロ、感染症などの海外特有のリスクに対しては、セキュリティアシスタンスや医療アシスタンス等危機管理会社との契約締結による支援体制を用意しています。

リスクの特定

当社グループでは、グループ全体で備えるべきリスクを明確にするため、想定するリスクの範囲を下記のESGリスクを含め網羅的に特定しており、「積水化学グループ リスク一覧」としてまとめ、運用しています。

積水化学グループの主なESGリスク

環境リスク	土壌・大気汚染／有害物質の漏えい／環境規制の強化等
社会性リスク	地域社会との関係悪化／風評被害／伝染病の蔓延／公共機関の機能停止等
法務リスク	不正・犯罪行為／独禁法違反・不正取引／情報の改ざん／ハラスメント行為／贈収賄／法律・制度の急激な変化／知的財産権の侵害等
品質リスク	製造物責任／製品の回収・リコール／施工ミス等
人事・労務リスク	法令違反労務／差別／社員構成の変化等
安全リスク	社員の安全衛生／労災事故／海外駐在・出張者の安全等
財務リスク	財務・経理・税務に関する諸リスク
情報管理リスク	情報の漏えい／電子データの破壊・消滅等
経営判断・業務設計リスク	ビジョン・経営方針の不明確／業務プロセスの不備／製品事故等
関係会社・取引先リスク	関係会社の不祥事／関係会社の被災・事故等

人権尊重

積水化学グループは、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権を擁護することを責務として認識しています。また昨今、国内外で人権に関する法制化・ルール化が進み、人権課題に対する社会からの注目度が高まっている中、持続可能な経営基盤を強化するためには、グループ従業員に限らず、ビジネスパートナーを含む多方面のステークホルダーの人権尊重に取り組むことが必要であると考えています。

当社グループは、2018年10月より積水化学グループ「人権方針」の策定に着手しました。その後人権リスクアセスメントの実施および取締役会における承認を経て2019年6月に新たな人権方針を策定し、開示しました。

この人権方針は国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、グループ外のバリューチェーンを含む広範な領域にわたる人権の尊重を謳っていることが特徴です。

今後は、グループの全従業員およびサプライヤーなどビジネスパートナーに対して、この新しい人権方針の理解・浸透を図っていきます。

コンプライアンス、リスクマネジメント、人権尊重、ステークホルダーエンゲージメント

積水化学グループ「人権方針」

積水化学グループは、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権を擁護することを責務として認識しています。そのため、人権尊重の取り組みの推進を目的として、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく、積水化学グループ「人権方針」(以下、本方針)をここに定めます。

積水化学グループは、ステークホルダーの期待に応え、事業を通じて社会へ貢献することを社是「3S精神(Service, Speed, Superiority)」の中で掲げています。また、グループビジョンでは取り組むべき事業領域を「住・社会のインフラ創造」および「ケミカルソリューション」と定め、世界の人々の暮らしと地球環境の向上に取り組んでいます。

我々は、積水化学グループが持続可能な社会の実現に真に貢献していくためには、グループの影響下にあるすべての人々の人権が尊重されなければならないことを理解しています。

1.人権に対する基本的な考え方

本方針は、積水化学グループが社是とグループビジョンに基づき、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、人権尊重の取り組みを約束するものです。そのため、我々はすべての人びとの基本的な人権について規定した国連「国際人権章典」(「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」)や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」に加え、「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」、国連「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。更に、国連グローバル・コンパクト(以下、GCという)署名企業としてGC10原則を支持し尊重しています。

2.適用範囲

本方針は、積水化学グループのすべての役員と従業員に適用します。加えて、積水化学グループは、自社の製品・サービスに関係するすべての取引関係者(ビジネス・パートナー)に対しても、本方針の遵守を求めます。

3.人権尊重の責任

積水化学グループは、事業活動に負の影響を及ぼす可能性を完全には排除できないことを認識しています。我々は、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たし、責任あるサプライ・チェーンを築いていきます。

4.人権デュー・ディリジェンス

積水化学グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、積水化学グループが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ります。

5.対話・協議

積水化学グループは、本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

6.教育・研修

積水化学グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

7.救済

積水化学グループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいは取引関係者等を通じた関与が明らかとなった、または関与が疑われる場合には、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

8.責任者

積水化学グループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

9.情報開示

積水化学グループは、自らの人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイトなどで開示します。

10.適用法令

積水化学グループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

2019年5月15日

積水化学工業株式会社
代表取締役社長

高下貞二

コンプライアンス、リスクマネジメント、人権尊重、ステークホルダーエンゲージメント

ステークホルダー
エンゲージメント

積水化学グループでは、ステークホルダーとの信頼関係を構築するためには、企業価値向上に向けた建設的な対話が重要だと考えています。ステークホルダーを企業価値向上に向けたパートナーと位置づけ、建設的な対話を通じて、その期待や要請を把握し、社会全体の課題を共に解決していくことが、当社グループにとっての大きな事業機会につながります。ステークホルダーと共存共栄の関係をつくり、持続的な成長をさらに進めていきます。

情報開示と株主・投資家の皆様との対話の推進

当社グループでは、適時、適切かつ積極的な情報開示が重要であると考えており、「企業情報開示理念」のもと、具体的な開示内容や開示体制などに関して「企業情報開示規則」を策定し、社内の情報開示体制を強化しています。またフェアディスクロージャーに十分配慮し、決算情報・説明会資料については、WEBサイト上に和英同時公開を行うほか、その説明会の模様について音声配信や質疑応答の掲載を行っています。

また当社グループの事業領域が多岐にわたることからグループ全体の事業内容やCSRの取り組みについて、十分かつ正しく理解してもらうためには、株主・投資家の皆様に丁寧なご説明をすることが重要だと考えており、四

半期毎の経営陣による決算説明会のほか、機関投資家の方々との個別面談、個人投資家様向け説明会、株主の皆様を対象とした経営説明会の開催などを積極的に行っています。

そして「投資家と経営層の積極的なエンゲージメント」を重要課題の一つとして掲げ、株主・投資家の皆様と建設的な対話を行い、そのフィードバックを経営に活かす努力をしています。2018年11月に一般社団法人日本IR協議会より「日本IR協議会設立25周年記念表彰・特別賞」を受賞しました。これは長期にわたって総合的なIR活動を継続するとともに適切な情報開示と建設的な対話に向けての取り組みを評価いただいたものです。

これからも、資本市場の声に耳を傾け、企業価値向上や持続的成長のための取り組みを推進していきます。



定時株主総会(大阪)



決算説明会(東京本社)



株主向け経営説明会(東京)

日本IR協議会設立25周年記念
表彰・特別賞
(2018年11月受賞)